

# 札幌学院法学

第36巻 第1号

〔論説〕

マンションは所有権放棄できるか

— ドイツ法を参考に —……………田 處 博 之 1

〔翻訳〕

G・ラートブルフ：ドイツのキケロー

ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの「義務について」の翻訳について

……………鈴木敬夫 訳 79

札幌学院大学 総合研究所

2019年7月